

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第三号の政令で定める卵及び種子として、ツシマウラボシシジミの卵及びハナヤマツルリンドウの種子を追加すること。
（第二条関係）

二 法第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、クメジマボタル等を追加すること。
（別表第一関係）

三 法第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種として、インドセンザンコウ等を追加すること。
（別表第二関係）

四 法第四条第五項の政令で定める特定国内希少野生動植物種として、オキナワテンナンショウ等を追加すること。
（別表第三関係）

五 法第六条第二項第三号の政令で定める器官及び加工品として、インドセンザンコウ等の鱗及び皮並びにこれらの加工品を追加すること。
（別表第四関係）

六 法第十二条第一項第三号の政令で定める原材料器官等として、インドセンザンコウ等の皮及びその加工品を追加すること。
（別表第五関係）

七 法第二十条第一項の政令で定める登録の要件のうち、アメリカワニに関するもの等を変更すること。

(別表第六関係)

八 この政令は、平成二十九年一月二日から施行すること。